

青森県立あすなろ療育福祉センター職員倫理綱領

青森県立あすなろ療育福祉センターは、確固たる倫理観を共有し、専門的知識と技能によって、利用者の人権擁護・福祉向上に貢献していくため、職員倫理綱領を定める。

(生命の尊厳の尊重)

第1条 私たち職員は、利用者の尊厳を守ります。

(個人の尊厳の尊重)

第2条 私たち職員は、利用者の個性・主体性・可能性を尊びます。

(人権の擁護)

第3条 私たち職員は、利用者のいかなる差別・人権侵害も許さず、人間としての権利を擁護します。

(体罰等の禁止)

第4条 私たち職員は、利用者一人ひとりをかけがえのない大切な存在として尊び、体罰・虐待・暴力・虐待などを行いません。

(プライバシーの保護)

第5条 私たち職員は、利用者一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報や財産等の秘密を堅く守り、利用者が安心して生活できるようにします。

(意見を表明する権利の保障)

第6条 私たち職員は、利用者一人ひとりが自由に意見を述べるができる環境作りに努め、利用者の意見、苦情、及び要望を大切に受け止め、心豊かで潤いのある生活を提供します。

(知る権利の保障)

第7条 私たち職員は、利用者が求める情報や知識を分かり易い方法で説明するなど、積極的に情報提供をします。

(自己決定の尊重)

第8条 私たち職員は、利用者の援助に当たり、一人ひとりの個性や価値観を大切にし、自らの意思で選択・決定できるよう自己決定を最大限に尊重します。

(質の高い専門的サービスの提供)

第9条 私たち職員は、医療・福祉の専門職としての自覚と誇りを持ち、より高度な専門的知識や援助技能の取得に努め、常に施設機能の改善に取り組み、利用者一人ひとりが快適で豊かな生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。

(地域への貢献)

第10条 私たち職員は、青森県立あすなろ療育福祉センター職員であることの自覚を持ち、関係機関、関係団体等と密接な連携を図り、地域の医療・福祉・教育水準の向上に努めます。

附 則

この綱領は、平成18年10月 1日より施行する。

附 則

この綱領は、平成26年 4月 1日より施行する。